

平成 28 年 7 月 4 日
福祉政策課
地域支えあい課
介護福祉課

第 4 期市川市地域福祉計画及び第 7 期市川市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画策定業務に関するアンケート調査について

1 計画の概要

1-1 地域福祉計画

「地域福祉」とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定された法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項を一体的に定める計画として策定し、その内容を公表することが定められています。

1-2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対して、市川市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって施策を明らかにするものです。

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、高齢者の福祉の供給体制の確保を目的として策定される計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、策定される計画です。

この 2 つの計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められており、本市においても一つにまとめて作成しております。

2 計画の期間

2-1 地域福祉計画

地域福祉計画については、厚生労働省の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」により、概ね5年ごとに見直しを図ることとされ、第4期市川市地域福祉計画は、平成30年度から施行するため、平成29年度に策定を行います。

今年度は、その策定にあたり、市民のみなさまなどから広く意見を伺うため、アンケート調査を実施するものです。

2-2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、介護保険法により3年を一期として定めることとされ、第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、平成30年度から施行するため、平成29年度に策定を行います。

今年度は、その策定にあたり、市民のみなさまなどから広く意見を伺うため、アンケート調査を実施するものです。

3 アンケート調査の目的

アンケート調査は、「地域福祉計画」及び「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、今後の地域福祉サービス、高齢者福祉サービス及び介護サービスに対する意識・ニーズの基本動向を把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理し、「第4期市川市地域福祉計画」及び「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定及び今後の施策展開に資することを目的に実施するものです。

4 調査対象（予定）

- ・ 居宅サービス利用者
- ・ 居宅サービス未利用者
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ・ 高齢者（65歳以上）一般
- ・ その他（20～64歳）一般
- ・ 介護サービス事業者運営法人
- ・ 地域活動関係者
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 介護支援専門員
- ・ その他（60歳以上）一般 ※平成27年度に「生活支援・介護予防に関するアンケート調査」を実施済み

5 委託業者

アンケート調査を実施するにあたり、下記内容で契約しています。

- (1) 委託業者 株式会社 サーベイリサーチセンター
- (2) 契約期間 平成28年5月23日から平成29年3月21日まで
- (3) 件名 平成28年度次期市川市地域福祉計画及び市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関するアンケート調査等業務委託
- (4) 委託内容 アンケート調査の設計、調査の実施、結果の集計、報告書の作成等

6 調査内容の作成及び調査結果の報告

